

裁判員経験者の意見交換会議事録

神戸地方裁判所姫路支部

司会者

本日は、お忙しい中、また、遠方から寒い中お越しいただきまして、どうもありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます裁判官の木山と申します。よろしくお願いいたします。

平成21年5月に裁判員制度が始まりまして、かれこれ8年になり、おかげさまで順調に推移していると言われておりますが、まだまだ改善していかなければなりません。そのために、裁判員を御経験いただいた皆様から忌憚のない御意見をお伺いする企画を毎年実施させていただいております。

本日は、お集まりの皆さんに、是非忌憚のない御意見を述べていただきまして、今後の裁判員裁判に反映していきたいと思っております。

本日は、裁判員裁判を担当しています私の他に、裁判官、検察官、弁護士が出席しておりますので、まず自己紹介をしていただきたいと思います。

藤原裁判官

裁判官の藤原です。今日は、遠方よりお越しいただき、ありがとうございます。皆様の率直な御意見を伺って、今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

磯部検察官

検察官の磯部といいます。よろしくお願いいたします。昨年、裁判員裁判を4件担当しておりました。皆さん方が関わられた事件に当たっているかどうかは分からないのですが、今日はよろしくお願いいたします。

植田弁護士

弁護士の植田と申します。お越しいただきましてありがとうございます。私は、今まで2件の裁判員裁判を経験しておりまして、3件目が今、係属中があります。今日は、忌憚のない意見を皆さんにお出しただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

司会者

意見交換会の進行について、簡単にお話しさせていただきます。

冒頭で、総括的、概括的な感想等をお聞かせいただきたいと思います。

それが終わりましたら、手続の流れに従い、まず選任手続、次に公判審理、その結果を踏まえて皆で議論をした評議という流れで手続が進みましたが、この順で御意見をお伺いしたいと思います。特に検察官、弁護士は、皆さんから直接感想をお聞きする機会が減多にないと思いますので、忌憚のない、率直なところを述べていただけたらと思います。

そして、最後に、皆さんから未来の裁判員になられる方々へのメッセージ等をいただいて、終了する予定です。それでは、よろしく願いいたします。

初めに、裁判員裁判に参加された全体的な印象、感想から順にお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 1

私は、裁判員をやってとっても良かったなと思います。できれば、次回もやりたいと思っております。中には、やりたいという人がいたり、絶対やりたくない人もいるんですけど、やってみたら物凄く良かったと思います。自分が被告人にならない限り、あんなところに入って、あんなところに座ることはできないし、知識として色々と学べる場所もありました。痛ましい事件とかでは心痛む部分もあるんですけど、そういった自分の経験を自分の子供にも言い聞かせて、毎日ニュースを見ながら、そういうふうにならないようにと、常に子供と話し合っていました。

司会者

御参加される前から、やってみたい感情はありましたか。

裁判員経験者 1

裁判員制度が始まって、テレビで話題になっているときは、自分には関わりのないことのように思っていたんですけど、最高裁判所から書類が送られてきて、自分が裁判員になってからは、真剣に色々調べたりしました。

裁判員経験者 2

事件のことなので、良かったという言葉は使いたくないんですが、非常に貴重な経験をさせていただけたと思います。本当に良い体験だったと思っております。

ただ、後々ずっと、あの刑期で良かったのか、本人は改心して立ち直っているんだろうとか、刑務所でどうしているんだろうとか、あるいは、被害者の方がどうされているんだろうかと、すごく気になります。また、テレビで色々な事件を見ますと、つい、懲役何年間だとか勝手な想像をしたり、そういうことにすごく敏感になりました。

司会者

ありがとうございました。

裁判員経験者 3

私の場合は、裁判員になるとはもう夢にも思っていなくて、年末頃に最高裁判所から封筒が来たときは、完全に何かの詐欺だろうと思いました。振り込め詐欺か何かだと思ったので、少しの間、中身は確認していなかったんですが、それでも気になったので、中を読んでみたら、裁判員候補者になりましたと書いてありました。それでも、実際に裁判員になるのは1,000分の1ということが書いてあったので、それならなることはないしと放っておいたんです。そうすると、1月の中頃ぐらいに、今度は姫路の裁判所から通知が来まして、裁判所に来てくださいというものでした。

裁判所に行ったんですが、その時点で、私は、裁判員になることが決まっているものと思っていたんです。ですので、えらいものに当たったと思っていたんですけれども、同じように裁判所に来ていた人が何十人もおられましたので、この中から裁判員6人を選ぶんだということが理解できました。それだったら外れるだろうと思っていたところ、当たってしまいました。

結果としては、1番の方がおっしゃったように、良い経験をさせていただいて、本当にありがたいと思っています。これからの方も、機会を自分で選んで

できることじゃないので、是非経験されたら良いと思います。でも、最初の一
日、二日は本当に緊張して、電車の中でお腹を下してひどい目に遭いました。
僕は、今まで腹を壊した経験はなかったんですが、やはり神経を使ったんだと
思います。ですが、裁判長や裁判官は、最初に僕が思っていた裁判官のイメー
ジとは違っていたので、少し安心して、落ち着きました。その後は、何とか自
分なりにスムーズにできた気がします。

最初は本当に緊張しましたが、最終的には本当に良い経験させていただいた
と思って感謝しています。そのつもりで、今日は来ました。

司会者

どうもありがとうございました。

裁判員経験者 4

以前と一緒に働いていた人が裁判員になっていたこともあり、その人から話
を聞いていましたので、抽選で裁判員に選ばれても、驚きはあまりなかったで
す。結果的に、私も選ばれたのかという感じでした。万引きから強盗に発展し
た事件だったんですけど、最初は、正直、万引きってそんなに悪いことなんか
なと思いました。ただ、今では、万引きは悪い犯罪ですとホームセンター等に
書かれているのを見ると、立ち止まって、そうやねん、あかんねんと思っ
たりしています。

裁判員をやって良かったことは、世の中には罪を犯す人がこんなに多いとい
うことが分かったことと、家族間で仲良くできなければ子供がこんな不幸な目
に遭うということが分かったことです。家族が仲良くしていないと、子供がど
んどん不幸になっていき、また、その子供の子供が不幸になっていくという不
幸の連鎖を見たような気がしました。それが大きかったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、手続の順序に従って、皆さんに
順番にお伺いしていきます。

まず、個別の事件について、姫路の裁判所にお集まりいただき、裁判員の抽

選を行うという、この選任手続の質問です。辞退事由について、きちんと述べることができましたか。弁護士からも質問があるようですが、趣旨を補足される点がありますか。

植田弁護士

辞退をしたい理由を言い易かったどうかという点をお聞きしたいと思います。

司会者

お集まりいただき、そこで初めて事件の内容をお伝えし、事件に関係があるかどうかといったアンケートをとらせていただいたと思います。また、最初に通知をしてから日が経っていますので、御都合が悪くなった方がいらっしゃるかどうかを確認させていただいたと思います。回答によっては、別室で個別にお話をお伺いしたと思います。その時に、心配で参加できないと思ったとか、変なプレッシャーから、言いたいことが言えなくて困ったことはありませんでしたかという質問です。

裁判員経験者 4

正当な理由なくとか、何か難しいことが書いてあったんですが、私は、育児が大変だとか、病気で入院している親を見なくちゃいけないとか、そんな理由があれば、多分、辞退していたと思います。私の場合は、この期間からこの期間に裁判所に来られますかと聞かれると、行ける状況でしたが、もし仕事上どうしても私がいないと無理であったら、ちゃんと言えていたと私は思います。

裁判員経験者 2

最初に、職場で理解を得るようにと書いてあったので、一応、上司に言いましたら、仕事が大事だから断ってほしいと言われました。ただ、幸い、実際に裁判所に来てほしいと言われたときは、その上司が退職されていたので、後任の上司には、選ばれてから報告しました。

司会者

裁判員に選ばれたと伝えたのですね。

裁判員経験者 2

はい。最初は、選ばれるかどうか分らず、仕事の都合を上手く合わせられるのかが分らなかつたので、何とも報告しようがなく非常に困りました。選ばれた後は、一日や二日で、次の1週間分の仕事の都合を調整しないとイケなかつたので、大変でした。

司会者

2番さんは、裁判員に選ばれてから休日を含めて中3日で裁判が始まったということですね。

裁判員経験者 2

はい。

司会者

予定の調整期間が3日では、少し厳しかったですか。

裁判員経験者 2

仕事のスケジュールは変えられなかつたので、私が仕事に出なくても済むように、その3日で一生懸命、準備をしました。それと、新しい上司が非常に協力的だったので助かりました。

司会者

裁判員制度の理解の浸透度は、やはり職場ごとに違うということでしょうか。

裁判員経験者 2

そうですね。他の方から聞いたんですが、自分は仕事があるから断ったと言っていました。僕は、仕事の役職上、可能でしたが、やはり周りがどう思いかは大切だと思います。

司会者

まだまだ世間では当たり前のこととして浸透しているとまでは言い切れないという感じでしょうか。

裁判員経験者 3

私の場合は、最初にも言いましたように、当たるということをもう夢にも考えていなかったもので、断る理由も何も考えてもいませんでした。私は、完全に仕事をリタイアしてましたので、断る理由はありませんでした。私の場合は、田舎なので、裁判员経験者が周りに全くいませんでした。だから余計に、私に当たるということはあり得ないと思っていました。

最初、何十人もの方が裁判所に来ていて、その中から何人かが別室に呼ばれましたので、私は、その人達が裁判员に選ばれるだろうと思っていました。私はすぐに呼ばれなかったので、間違いなく外れたと思って、帰りの時間ばかり気にしていました。皆、断ること自体へのプレッシャーは、多分ないと思いますね。

司会者

もし都合が悪ければ、都合が悪いということと言えたと思いますか。

裁判员経験者 3

言えたと思います。親切に、断れる理由も書いてありました。多分、断るのはそんなに難しいことじゃないと私は思います。

裁判员経験者 4

私が感じたのは、行けない理由を何度も聞かれるので、断ってもいいのかと思いました。でも、裁判员を経験した人から、行く方が良いよ、自分が今まで考えてもいなかったような経験ができるのでお勧めしますと言われていましたし、断る理由は何もなかったもので、行きました。断れないものだと思っていたところ、断る理由を裁判所が皆に聞いていたので、これは何だと思いました。

司会者

断りたいのに断りにくいという雰囲気は感じられましたか。

裁判员経験者 4

断る人は、どんなことをしてでも断ると思うんです。だから、世の中には断る人もいるんだろうというぐらいの感覚でした。

裁判员経験者 2

言い忘れました。隣の部屋でコンピューターで裁判員を選んでいるとおっしゃったんですが、そのコンピューターも見せてもらわなかったもので、本当にちゃんとしているんだろうかと思いました。

司会者

見えないところで抽選をすると、こそこそと何をしているのかと思われてしまう面もあるんですね。その点については、御意見をいただきましたので、より良いやり方を模索しようと思います。

次に、選任手続と公判との間隔についても、先ほど話題に出ました。皆さんに参加いただいた事件は、その間隔がまちまちでした。2番さんは、先ほど御紹介させていただいたとおり、中3日でしたけれども、1番さんの事件は、休日2日と平日2日の中4日でした。3番さんの事件は、選任の翌日から公判だったと思います。4番さんの事件は、休日2日を挟んで公判だったと思います。選任と公判との日数の間隔について、覚えていることや御感想などありましたら、お願いします。

裁判員経験者 4

せめて平日が1日あれば良かったと思ったりもします。

司会者

3番さんは、いかがでしたか。

裁判員経験者 3

今は、遊び以外にスケジュールがないので、余りそういうことは気になりませんでした。

司会者

お仕事はもうされていないというお話だったで、その辺の違いでしょうか。

裁判員経験者 3

私は余り気になりませんでした。

司会者

1番さんは、余裕のあるスケジュールでしたか。

裁判員経験者 1

裁判員候補者の名簿に載りましたという通知が来た時に、職場の直属の上司にだけは伝えていました。そして、とうとう裁判所に呼ばれてしまいましたということで、自分の抱えている仕事を調整したり、職場の人に迷惑がかからないように公判まで4日間で準備を済ませたりしました。選任手続期日当日、抽選で裁判員に当たりましたが、仕事は調整していて、予定が重なっていませんでしたので、難なくクリアできてました。会社自体が、裁判員に対して特別有休を与えるような会社で、職場の同僚も理解があったので、そんなに苦労はなかったです。

司会者

職場の環境等に左右されるということでしょうか。

裁判員経験者 1

自営をされている方とかは、難しいと思います。

司会者

選任手続期日の翌日に公判を始めるのがいいのか、土日を挟むのがいいのか、あるいは悪いのかという点についてはいかがですか。

裁判員経験者 1

私の仕事はサービス業なので、繁忙期というものがなく、むしろ土日祝日が忙しい仕事です。会社自体に理解があったので、周りに迷惑にならないように仕事を調整して、1週間の休みを取って参加できたという形でした。

裁判員経験者 2

選任から裁判が始まるまでに、余り日にちを空けたくないということですか。

司会者

その点は、今、裁判官が模索をしています。また、事件全体のスケジュールの調整にも多少関係しています。

裁判員経験者 1

基本的には、選任手続においていただく前に、スケジュールを調整してきてくださいと言われました。今の制度はそういうふうになったんですと。

司会者

その点は、引き続き、試行錯誤を重ねていきたいと思います。ありがとうございました。他に、選任手続で、印象に残っていることがありましたらお伺いしたいのですが、いかがですか。

裁判員経験者 4

裁判員に決まりましたということになった後、皆にどう言おうかというのがありました。事件の内容はもちろん言わなかったんですけど、裁判員になりましたということまでは言っていないのかと。職場で、裁判員に当たったから休みますという話をしたら、「えっ、裁判員に当たったって言っていないの」と言われました。まるで都市伝説のように思われている人も沢山いて、裁判員についてどこまで言っていないものなのかがちょっと掴みにくかったです。

司会者

候補者になったことや裁判員に当選したことを言っではいけないと誤解していると、職場や家族に伝えないと理解が得られないということで、伝え方について悩まれることがあるかもしれないですね。

裁判員経験者 4

家族と職場はいいんですけど、得意先とかにどこまで言っていないんだろうというのがありました。最終的には、裁判員になりましたとは伝えました。皆、余り詮索はしてこなかったですけど、聞いてはいけないみたいな感じでしたね。

司会者

貴重な御指摘でした。ありがとうございます。

次は、公判手続の段階に入っていきたいと思います。全般的なものとして、弁護士から、被告人の服装などについての御質問をいただいています。特に、保釈されている被告人と、そうでない身柄拘束中の被告人とについて、被告人

の服装や身なりで気になった点，例えば，先入観を持ったかどうか等，何か感じられたことがありましたら御紹介をお願いします。

裁判員経験者 1

私の場合の被告人は，テレビで見るような感じで，清楚なスーツだったり，シックな感じで来ていましたので，ああこんなものなのかなというふうに感じました。

司会者

2番さんは，何かお気づきの点はありますか。

裁判員経験者 2

特に違和感は感じなかったです。

司会者

普通のスーツにノーネクタイだったと思うんですけども。3番さんはいかがですか。

裁判員経験者 3

私も，それに関しては，言い方はおかしいですけど，真面目そうなどいいますか，全く違和感は感じなかったです。

司会者

4番さんは，いかがですか。

裁判員経験者 4

別に印象はないのですが，散髪に行っていないなど，それだけです。

司会者

それで，いい印象や悪い印象はありましたか。

裁判員経験者 4

それはなかったですね。勾留されていると聞いていましたので，仕方がないんだろうという感じでした。

司会者

次に，公判の審理ですが，始めに，裁判長から被告人に人違いがないかを確

認した後、検察官が起訴状を朗読しました。その後、起訴状に間違いがあるかどうかを被告人に確認して、証拠調べの一番最初の部分となる冒頭陳述がありました。冒頭陳述は、検察官や弁護人から、事件のアウトライン、どういう事件かということと、何が争点になっているのかということについて、なるべく簡潔に述べる手続ですが、他方で、全体像を皆さんに把握していただかなければならない手続でもあります。その冒頭陳述について、御意見を伺いたいと思います。

検察官や弁護人が述べた事案の概要や争点は、しっかりと理解できましたか。

裁判員経験者 4

資料を画面で見させていただいたような記憶があります。分かり易く説明をしていただけて、ああ、なるほどと分かりました。資料を作るのに大変時間がかかっているなというぐらいの資料を見せていただきました。

司会者

分量的に、消化不良を起こしてしまうことはありませんでしたか。

裁判員経験者 4

それはなかったです。ただ、誰が本当のことを言って、誰が嘘をついているんだろうというのを、毎日、重苦しく考えていました。各々の立場で、各々が考える事実を述べられているんだろうなという感じでした。

司会者

検察官の冒頭陳述では、立証の組み立て、意図は伝わりましたか。

裁判員経験者 4

伝わりました。

司会者

そこに向けられた弁護人からの切り口、弁護人が提示しようとしていることについてはいかがでしたか。

裁判員経験者 4

弁護人は、あまり説明が上手くなかったような気はしました。

司会者

書面に問題があったと思われましたか。それとも、口頭での説明に問題があったと思われましたか。

裁判員経験者 4

あまりよく覚えていませんが、もたもたしていたような感じがします。

司会者

それは、練習を重ねれば解消できそうなものなのか、それとも、そもそも話の組み立て方が良くなかったのか。

裁判員経験者 4

2人ぐらい弁護人がいて、さっきもこの話をしていたけど、また同じ話に戻るのかみたいな、そういうもたもた感を少し感じました。

司会者

組み立ての面でのもたもた感ですか。

裁判員経験者 4

組み立ての面で、もたもた感がありました。

裁判員経験者 3

私の場合は、犯罪事実を全て認めていた人でした。だから、検察官は、事実をひたすら並べて述べているだけでした。それから、弁護人も、もたもたとまでは言わないにしても、ただ、「はい、はい」と聞いている感じで、弁護人からの反論みたいなものは一切ありませんでした。

司会者

争点は情状だったのでしょうか。

裁判員経験者 3

ええ、そうです。被告人も弁護人も、ただ情状酌量を求めるだけのようにしか、僕には感じられなかったです。

司会者

私は、冒頭陳述というのは、一種の予告編だというふうに説明をさせていた
だいているわけですが、予告編としての機能としては、いかがでしたか。

裁判員経験者 3

被告人から反論があるなら、もっと活発な意見交換なりの冒頭陳述があった
と思うんですけど、被告人が九分九厘認めていて、ただひたすら情状酌量を求
めているだけというような感じだったので、言い方はおかしいかもしれませんが、
迫力みたいなものはなかったです。

司会者

事件の性質上、対立の盛り上がりには欠けたということですかね。

裁判員経験者 3

はい。ひたすら頭を下げていたからかなと思います。テレビや何かで見るよ
うな迫力は全然感じませんでした。

司会者

その点でいきますと、2番さんの事件では、ある経緯について対立があっ
て、証人が法廷に出てきたと思いますが、冒頭陳述のあり方はいかがでした
か。

裁判員経験者 2

テレビドラマの見過ぎという気はするんですが、検察官や弁護人はもっと格
好良いものだと考えていました。ただ、僕は逆に、ああ、現実はこのまんだ
ろうなと思いながら、淡々とお聞きしていたような気がします。問題点はここ
なんだということは分かりましたし。我々の意識がテレビに毒されているかな
という気がして、現実はこのまんだろうなと思いました。

ただ、僕が少し気になったのは、傍聴をしたことがなく、何も分からない状
態で突然裁判が始まったので、事前に、この裁判を始める前に、もう少し、裁
判全体の流れとか、どうやって裁判が行われるのか、あるいは刑罰についての
説明があっても良かったのかなと思いました。少しだけ説明はあったとも思う
んですが。

その都度、次はこうなりますという説明を受けられたんですが、ただ、その次に何があるんだろう、その次にどうするんだろうという疑問が絶えず、そういう意識の中で、その都度追いかけていくような感じでした。

司会者

総合的な説明があると良かったと感じられたのですね。

裁判員経験者 2

そういう気がします。やり過ぎると先入観を持ってしまうのかもしれませんが、ちょっと事前説明が薄かったという印象です。

藤原裁判官

裁判に入る前に、一般的な説明をした方が良かったのですかね。

裁判員経験者 2

日本の裁判制度や罪と罰とか、そういう話がもう少しほしかったと思います。

裁判員経験者 1

刑の決め方についても、裁判に入る前に説明があった方が良かったかなと思います。

裁判員経験者 2

全体の流れの説明がもう少しほしかったと思います。

藤原裁判官

まず、有罪か無罪かをこういうふうに決めますと具体的に説明して、有罪だと決まったら、こういうふうに刑についての意見を聞きますと、突っ込んだ説明があれば良かったということですね。分かりました。ありがとうございました。

裁判員経験者 3

裁判官によっても個人差があると思うんですけど、私の場合は、裁判長から、すごく詳しく色々と説明をしていただきました。だから、今のお話は、私のイメージとは全然違ってきます。

裁判員経験者 2

私の説明が悪かったのかもしれませんが。その都度の説明もほしいんですが、私は全く素人なので、裁判とはどういうものなのかという全体的な話も聞きたかったということです。

裁判員経験者 4

法曹界の人は、皆知ってるだろうという前提で考えているんじゃないでしょうか。私達は何も知らないから、全体の流れを分かった上で裁判に臨むと、より、ああ、なるほどと思ったのではないのでしょうか。

司会者

タイムスケジュールとして、裁判所に集まってすぐに公判となると、慌ただしいのですか。

裁判員経験者 2

裁判員に決まった日は、別室に呼ばれて、ただ部屋だけを見て終わった感じなので、あのときに少し説明があったら良かったかなと思います。

司会者

法廷を見ていただいたりする際に、もう少し時間を有効活用して、裁判制度についての説明があると良かったということでしょうか。

裁判員経験者 2

どうやって裁判を行うのか、どうやって刑罰が決まるのか、もう少し全般的に話してほしかったです。

司会者

全般的にですね。これは貴重な御意見です。

裁判員経験者 4

先入観を与えないために、こういうやり方しているのかとも少し思いました。

司会者

詰め込み過ぎなタイムスケジュールになることを恐れる気持ちもあって、試

行錯誤しているところです。確かに、もう少し時間をとって説明した方がいいかもしれないと思っています。

1番さんは、冒頭陳述に関して何かありますか。

裁判員経験者 1

パンフレットみたいな冊子を貰っていて、それに裁判の流れも書いてありました。裁判が始まる前に貰ったのか、裁判が始まった後に貰ったのか、記憶がないんですけど、それを見ていたので、最初に冒頭陳述があって、最後に求刑があるという流れは分かっていました。さらに、裁判長が細かく説明してくれて、皆さんとも毎日話し合っていて臨んでいたもので、明日はとうとう最後、判決があるのかなどと考えていました。

司会者

今のは貴重な御指摘です。冊子を活用しきれていないということですね。私達からも、冊子を見ておいてくださいねという紹介をした方が良かったのかもしれないですね。

裁判員経験者 1

私は、家で冊子とDVDを見ましたけど、冊子があっても、家では見る方と見ない方がいると思います。学校の配り物でもそうだと思います。子供だって家では出さないですし。

ですので、裁判所に来たときにでも、それを持ってきて見たりするといいいんじゃないですか。

司会者

裁判所が説明するというのも良いかもしれません。

裁判員経験者 1

冊子をお家に忘れてしまう人もいると思うので、裁判所のテーブルの上に置いておいてもらったら、裁判が始まる前にでも見るができると思います。

司会者

色々とヒントになるお話をいただいています。冒頭陳述に関連して、検察

官、弁護士から何かありませんか。

磯部検察官

一点だけ。検察官の冒頭陳述では、1枚物のペーパーをよく作るんですけども、実際にどのあたりまで手元に置いて見てらっしゃるものなのか。例えば、冒頭陳述が終わった後はほとんど見ないのか、評議のときまで見ていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 4

評議のときまで見ました。見ないと内容を忘れるんです。

裁判員経験者 3

私も見ました。

裁判員経験者 1

私も、毎日一枚ずつ増えていくのを、全部見てました。

裁判員経験者 2

出てくる資料の絵が下手だったので、もうちょっと良いのがないのかなと思いました。

磯部検察官

絵は、冒頭陳述でしたか。それとも、証拠でしたか。

裁判員経験者 2

どっちだったか。もうちょっと綺麗にならないのかと思いました。

磯部検察官

○A機器の限界が若干あるんですが、改善をしたいと思います。ありがとうございます。

司会者

証拠調べについて、お話をお伺いします。今回は、証人尋問の中で、特に専門家の証人の話をお聞きいただいた方がいらっしゃいますので、その点についてお伺いしたいと思います。

1番さんは、怪我が争点になった事件で、検察側の証人として医者が登場さ

れましたね。医者という専門家のお話は、分かり易かったか、あるいは分からなかったか、その他の感想などをお伺いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1

お医者さんの表現の仕方が、我々にもイメージできる説明だったので、分かり易かったと思います。

司会者

医者からのプレゼンテーションみたいな形でしたか。それとも、検察官が質問して答えを求めるというものでしたか。

裁判員経験者 1

医者が、画面に出る表で説明をされて、我々もその画面を見ながら、説明を聞きました。

司会者

図面のようなものを補助的に使っていたということですが、それは有効でしたか。

裁判員経験者 1

そうですね。視覚と聴覚と両方で、どれだけのひどい怪我かをイメージしてくださいということでした。

司会者

2番さんの事件では、これから被告人が犯罪をどう克服していくかという情状的な観点から、弁護側の証人として医者が出廷したと伺っていますが、尋問のあり方はいかがでしたか。

裁判員経験者 2

治療を受ければ更生できるというお話だったと思うんですが、治療を受けるか受けないかは本人が出所してからという話だったと思います。僕としては、検察側から、更生は難しいんですよ、出所後に同じようなことを繰り返す人がいるよとか、そういうデータみたいなもので、反論がほしかったなと思いました。

た。

司会者

犯罪の実情がどういうものなのかを知りたかったということですか。

裁判員経験者 2

専門家は、弁護側の証人だけだったので、これを信じましたけども、もっといろんな方に出てほしかったなという思いがあります。

司会者

多角的に吟味してみたかったということですか。

裁判員経験者 2

はい。

司会者

4番さんは、犯行現場が実際にどうだったかという検証がありましたね。

裁判員経験者 4

そうですね、思い出しました。犯行現場で物がどう動いたのかを、目の前で再現してもらいました。あれは分かり易かったです。

司会者

やってみないと分からないですね。

裁判員経験者 4

分からないですね、はい。

司会者

3番さんの事件では、同じことを二度としませんという被告人の更生について、2番さんの事件のように証人から話を聞くことはなかったと思います。その辺に物足りなさみたいなものをお感じになられたということはありませんか。

裁判員経験者 3

物足りなさというよりも、被告人が酒を止められるかどうかについて、弁護側の証人が、酒を止めさせますという話をされたんですけど、私は、そんな簡

単に止められるかなという気持ちがありました。

司会者

これは弁護側の立証のあり方の問題だとは思いますが、情状立証のあり方で弁護人が頭を悩ますところがありますか。

植田弁護士

口で止めると言うことは誰でも言えるので、プラスアルファの裏づけは必要だと思います。他の方法でストレスを解消するというのもそうなんですけども、他にも、お金をどう管理していくかであるとか、家庭で何かできることはあるのかというのがあると思います。

司会者

検察官と弁護士は、専門家の証人尋問が上手くいったと感じておられますか。

磯部検察官

証人の方のパーソナリティによって、説明が上手な方と、割とたどたどしくなってしまう方がいますので、説明の内容ではなくて、プレゼンテーションの仕方かなと思うところがあります。感想めいた話ですみません。

司会者

証人がとてもお話の上手な方だったらいいんですが、いつも上手な方にやっていただけるとは限らないですよ。上手じゃないときは、検察官はどうされるんですか。

磯部検察官

まず、どうしても難しい言葉が沢山出てきてしまうので、簡単な言葉を使っただけだと、全体像が分かるように説明して行ってくださいねというのをお願いすることが多いです。

司会者

それは、テストを重ねて良いように改善してもらおうですね。

磯部検察官

こちら分からない部分は、分かりませんと証人に伝えて、一般の方々に聞いていただく前提でお願いしますと伝えます。大学の生徒さんに言うような感じではなくて、もうちょっと1段、2段分かり易く何とかなりませんかと、お願いしながらやってもらっています。

司会者

多少、話すのが不得意な方でも、向上していくものなんでしょうかね。

磯部検察官

特に専門家は、正確に話そうとされるんです。正確に話すためには、実は専門用語が必要で、それで難しくなってしまうのですが、専門性、正確性も大変大切なんですけど、まず分かり易さからということで、頭の切り替えをお願いすることはあります。

司会者

弁護士からは、例えば、犯罪から立ち直るための更生プログラムが紹介されることがありますが、立証される上で、弁護士としての御苦勞などはどうでしょうか。

植田弁護士

被告人の家族に援助を求めたいんですけれども、例えば性犯罪では、被告人が男性のことが多く、家族である奥さんは女性なので、なかなか協力は得にくいです。

司会者

身内の協力は得にくいということですか。

植田弁護士

そうですね。同居しているお父さんやお母さんがいらっしゃるいいんですけど、お父さん、お母さんはある程度年齢がいつている方もいますから、その場合は、先ほど話に出た犯罪防止プログラムを受けていただくというのが、可能性としてあるのかなと思います。

司会者

プログラムの内容を分かり易く裁判員の皆さんに伝えたり、必ず受講しますという点を担保してもらう必要がありますが、実際、難しさはあるかもしれませんね。

植田弁護士

そうですね、被告人が保釈されていれば、実際に具体的なプログラムを受講することもできるんですけども、そうじゃない場合との差、今後受講しますという場合との差は、やはり出ると思います。

司会者

専門家に法廷に来ていただいて尋問をするときの難しさを感じられることはありますか。

植田弁護士

専門家の尋問はしたことがないんですけども、以前、実際に専門家の方にお会いして、法廷に出ていただくかという話をしたときは、例えば医療など、その分野の専門家ではあるんですけど、法律については専門外ですので、法律で結論を出していくという場面で、どこまで言っているのか、悪いのかということが難しそうでした。法律に慣れていらっしゃる先生は、法律的な結論まで言ってしまうので、そこはちょっと抑えてくださいとか、そういう打合せが難しかったです。

司会者

他に、証拠調べ全般で、例えば、供述書、被告人の法廷での供述、写真といったもので、あれは良かったとか、あるいは少し物足りなくて分からなかったとか、何でも結構ですので、何か印象に残っているものがあれば御紹介いただけますか。

裁判員経験者 4

現場での物の動きが焦点だったんです。

磯部検察官

実際に法廷で検証しました。

司会者

物が動いた後の状態については動かぬ事実なんだけど、どういう過程でそうなったのかが誰にも分からないということでしたか。

裁判員経験者 4

そうです。最初から最後まで分からなかったんです。ぱっと見られるような証拠はなかったと思います。

司会者

そこは、余り重要視されていなかったのので、証拠が出ていなかったのか、どうでしたか。

機部検察官

全く重要視していませんでした。多分こうなんだろうなと思っていたんで、重要だとは考えていなかったんです。

司会者

検察官や弁護士と裁判員との視点の差の問題は、出てくることがありますね。

機部検察官

そうですね。裁判が始まる前に、法曹三者で、どのように裁判を進めるかを決めてスケジュールを立てるんですが、裁判官は証拠を見ていけませんので、証拠を見ている検察官と弁護人の間で話をします。ですので、証拠を見ていると、余り気にならないことは結構あって、後で裁判官から、あれはどうなっているのと言われて初めて、ああ、そうか、そこかと思うことがあります。

司会者

他に、証拠調べのあり方で印象に残っているものはありますか。

裁判員経験者 2

事件によるのかも分かりませんが、現場検証の写真がもっとほしかったと思います。少ないと感じました。それと、夕方のような写真ばかりで、そこに非常に疑問を感じました。今の時代、タブレットとかのコンピューターをもつ

と使ってほしいと思いました。

司会者

写真，動画の類は，情報量が物凄く多いので，法廷で1回見ただけでは消化しきれないという傾向があると思います。

藤原裁判官

2番さんの事件では，暴行の態様が争われましたので，やむを得ない点もあると思います。写真は，事件直後に撮られたりするんですけど，被告人が捕まる前の段階ですと，今後，どこが問題になるかが分からないので，ほしい写真が撮られていなかったということもあり得るのだと思います。

裁判員経験者2

逆に言うと，警察官の方は，だからこそもっと沢山，いろんな方向から写真を撮ってくれば良いのではないかと思います。ドラマの見過ぎかも知れませんが，アメリカのドラマを見ていると，ぼんぼん写真を撮っているのです。

司会者

3番さんは，割と沢山の写真が出てきましたね。

裁判員経験者3

出てきました。ただ，出てきましたけども，被告人が事実を認めて，ひたすら情状酌量の話だったんで，反証とか，逆に責める要素というのは余り問題にならなかったように思います。

司会者

確かに，写真は，足りないよりは余っている方がまだという印象はありますが，捜査の焦点が途中で変わってくることもあるので，どれぐらい最初にカバーするかということもあると思います。

裁判員経験者2

先ほど検証の話が出ましたが，他にも，現場での状況や物の位置や角度が問題になったことがありましたが，一回も再現をしなかったのは物凄く残念でした。

藤原裁判官

物自体が証拠として出てきて、証拠品となることがあります。物自体が出てこないこともあります。

司会者

実物を動かしてみても、角度等を検証するということまでできてない場合があるかもしれませんね。

磯部検察官

証拠物があったら請求した方がいいと、よく分かりました。ただ、一方で、出す証拠はなるべく厳選しようとも思っております。その中で、出すか出さないかを決めるので、証拠が多い方がいいのか、そうではないのか、どっちなんだろうなといつも思っています。やはり、ないよりはあった方が想像や検討がし易いということなんですよ。

司会者

目的はそうなのかもしれませんね。皆さんの意見をお伺いしながら、より良い選別をすることになってくると思います。

その他に、弁護士から、被害者参加人の質問内容や態度をどのように受け止められたかという質問があります。

1番さんの事件では、被害者参加人がおられて、被告人に質問等をされたと思います。この被害者参加人の質問のあり方や態度について、どのように受け止められましたか。あるいは、どんな影響がありましたか。思い出していただければと思います。

裁判員経験者 1

被害者の御家族ということで、被告人に対して凄く興奮して、エキサイトして、最後の方は、検察官がちょっとなだめる瞬間もありました。やはり、被告人に対して言いたいことは沢山あるでしょうし、裁判員として見ても、被害者参加人の感情は、人間として普通だと思いました。声を荒げたりする場面もあったんですけど、酷くなれば裁判長が止めるだろうし。被害者が裁判に参

加されるというのは、何か難しくてちょっと言葉が出ないんですけど、いい制度だなと私は思います。

司会者

裁判長から、被害者参加人の立場等について説明されるんですか。

藤原裁判官

はい。今は被害者が裁判に参加する制度があるので、参加されますと説明させていただいています。

司会者

弁護士からお伺いになりたいことはありますか。

植田弁護士

被害者の意見陳述は、量刑の判断に影響すると思うんですけども、どのぐらい影響するかお伺いしたい。

司会者

被害者の意見陳述の、情状としての受け止め方ですね。1番さんは、情状の面で、どのような受け止め方をされましたか。

裁判員経験者 1

被害者参加人は、感情的で、涙目、涙声でおっしゃっていたんで、気持ちは凄く分かると思いました。検察官が代わりに手紙を読まれて、朗読の仕方は淡々と、凄く上手に読まれていたんですけど、手紙の内容が凄くて、聞いていて胸が熱くなって、涙が出そうぐらいでした。公平にという部分もあるので、それだけを聞いて、被告人が悪いということになるわけでは絶対じゃないんですけど。

司会者

そうすると、情状の奥行きが深まったというか、そんなところでしょうか。被害者の意見を聞いて幅が広がったというか、材料が増えたということでしょうか。

裁判員経験者 1

そうですね、はい。

司会者

つい情緒的に受け止めてしまうということはなかったですか。

裁判員経験者 1

それだけはないです。

司会者

論告・弁論について話を進めていきます。論告・弁論は、審理の最後の締め括りの部分です。この論告・弁論について、皆さんにお伺いしたいと思えます。一つ目は、言わんとするところがよく理解できましたかという点で、二つ目は、論告・弁論が議論のベースになっていくような評議ができましたか、配布資料はお役に立ちましたかという点です。いかがでしょうか。論告・弁論をお聞きになられて、役に立ちましたか。

裁判員経験者 1

検察官は、あなたはそれだけのことをしたんですよと、結構、口調もきつくおっしゃっていました。弁護人は、弁護している側なんで、これぐらいの刑でも妥当ですという感じでした。私は、大体の量刑、このぐらいの事件だったらこれぐらいの刑という、その平均が分かりませんでした。

裁判員経験者 2

検察官は責める側で、ずっと被告人を責められていたんで、最後の論告は、特に印象に残ってないんです。ただ、求刑だけはきちんと印象に残りましたが。それよりも、弁護人の方が非常に良かったなというのがすごく印象に残っていますね。本人が罪を認めているので、何を弁護したいんだろう、気の毒にという印象があったんですが、最後の弁論は、非常に上手いなと思いました。

ただ、気になったのは、検察官の求刑と弁護人の刑の予測がかなり離れていると感じました。どちらもどこまで本気なんだろうという、そのあたりが非常に難しく、物の値段を決めているわけじゃないんですけども、お互いに、検察官は過度に多めに、弁護人は過度に少な目に言っているのか、本気で言っ

いるのか、そこが非常に分からないということで、すごく困りました。

裁判員経験者 3

私の場合は、検察官の意見は違和感なく聞いていました。それに対して、弁護人は、検察官の求刑に反論するというのではなく、ひたすら情状酌量を訴える形だったので、弁護人は、単に、量刑を少なくしてほしいということだけだと思いました。

司会者

弁護人からの執行猶予を付けて下さいという主張についてや基礎付けや理由付け等は何かありましたか。

裁判員経験者 3

すごく大人しい弁護人で、ただひたすら情状を訴えている、被告人も下を向いているだけという、そういう印象しかなかった。

裁判員経験者 4

少額の万引きから強盗に至るか至らないかという話になることが、物凄くびっくりしました。証人も、ずっと傍聴に来られたんです。

司会者

証人に出られた後も、傍聴に来られたんですね。

裁判員経験者 4

はい。あの方も、多分気にされていたんだろうと思います。

司会者

検察官や弁護人の論告・弁論で、何か感じられたことはありましたか。

裁判員経験者 4

その辺は、余り覚えてないんです。多分、記憶に残らないぐらいの感じだったんじゃないかと思います。

検察官は、これが強盗だということをおっしゃっていたと思うんです。弁護人は、家庭の成り立ちとか、被告人も可哀想なんですよということをひたすら繰り返していたと思います。

植田弁護士

裁判員制度が始まった当初は、弁護人の弁論が分かりにくいというような意見が多かったのですが、今は、形式も一枚物で、どの事件も似てきているとは思いますが、弁論の内容について、例えば、検察官の論告と同じぐらい分かり易いのかどうか、評議のときに参考になるかどうか、そういう点をお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 4

被告人は悪いんだという文章を作る方が作り易いと思います。この人はこんなことしたから、こんなに悪いんですよと言う方が作り易い。逆に、悪いことをした人にも、こんなことがあるので、情状酌量して下さいよというのは言い難いし、伝わりにくいですね。

司会者

被告人の人となりやどう伝えるかという点は、情状としては大事なところなんでしょうね。

植田弁護士

どんな人でもそうですけど、どうしようもない人というのは、今までに一人もいなかったです。

裁判員経験者 2

求刑の刑期というのは、本気で求めているのですか。

磯部検察官

我々が求刑を決めるときは、そのままの判決を出してほしいと思っています。上乗せは絶対にしません。判決で刑が軽くなったら、説明の仕方が良くなかったのかなとがっかりします。被告人を責める立場だというのはおっしゃるとおりなんですけども、私どもは、公益の代表者という立場でやっています。要するに、被害に遭った方が起訴をするわけではなく、公務員である我々が起訴をするものですから、公平さには非常に気を使っています。ですので、求刑に関しても、公平を期して決めています。本当にそのままの判決を出して

くださいということで、我々はやっています。

司会者

どうもありがとうございました。

最後になりますが、裁判員を御経験いただいた皆さんお一人お一人から、これから先、裁判員を担当される方々へのメッセージと申しますか、伝えたいことを一言ずつ頂戴したいと思います。

裁判員経験者 1

自分のライフワーク的に、どうしても来られないという方は、無理にやらなくていいと思います。時間的に協力できるという人ならば、協力してやっていただけたらと思います。

裁判員経験者 2

ここに来ている方は、いい経験をしたと思っておられると思います。もちろん僕もそう思いました。

ただ、検察官が罪を説明するときに、生々しいことを淡々と言われて、ちょっと涙が出そうになったので、精神的な辛さを感じる人もいるかもしれないという感じは正直ありました。

ただ、是非経験すべきだとも思いました。これによって、僕は、自分のことも自分の人生のことも、真剣に見直さないといけないと思うようになりました。人を見抜くことが大切だと思いました。人が人を裁くということを真剣に考えたつもりですので、自分を見詰める結果にもなったと思っています。どうもありがとうございました。

裁判員経験者 3

私の場合は、仕事を辞めていたので、参加することに弊害はなかったんで良かったんですけれども、最初は、本当にしんどいなと思いました。でも、最終的には、本当に良い経験をさせていただいたと思います。というのは、毎日、裁判官や裁判員と、ひたすら本気で、真剣に話をさせていただきました。世の中には、自分とは全く違う、考えの及ばないようなことを考える人がいるんだ

なということが分かり、本当に勉強になりました。そういう意味では、これから裁判員になれる方も、本当に間違いなしに、いい勉強になります。ですから、是非積極的に参加していただきたいなと思っております。

裁判員経験者 4

私は、前は余り考えなかったんですけども、今回の裁判が終わってから、家族について真剣に考えるようになりました。仕事上、多くのお客さんと会ってお話をする事が多いんですが、そのときにも、家族仲良くしていかなければいけないよということを、心の底から言えるようになったと思うんです。そういう意味で、いい経験をしたんだなと思っております。ありがとうございました。

司会者

今日は長時間にわたり、ありがとうございました。大変有意義でした。今日の結果をしっかり吟味して、今後の裁判員制度の改善に繋げていきたいと思っています。

本当にお忙しい中、どうもありがとうございました。大変参考になりました。

以 上